

(問1)「山梨県は4日までに、県の医師修学資金を受けて県地域枠で大学に入学し卒業した医師に対し、県内病院に一定期間勤務しなかった場合に違約金を設定する方針を固めた。」と報道されています。ところが、令和2年度新規貸与者から適用の現行制度では、既に年10%の金利が定められています。

これに関し、令和元年10月1日の教育厚生委員会で井上医務課長は、「10%とすることで、義務違反への抑止力としての効果が期待できると考えている」と説明しています。それにも関わらず、元本、利子に加えて違約金を設定する必要性をご説明ください。

(答)

- 本年度に地域枠医師として初めての義務年限違反者が2名出現したことを受け、地域医療への貢献を確固たるものとするため、県内就業違約に対する違約金の制度を創設したところであります。

(問2) 今回の違約金設定にあたって、他の都道府県で同じような条件(利息と違約金を同時に課している)のところを参考にしたのでしょうか。そのような都道府県を他にもご存知でしたら教えてください。

(答)

- 他の都道府県における制度につきましては承知しておりません。

(問3) 違約金の具体的な金額をお答えください。もし検討中で公表することができない場合は、いつ公表する予定なのかご説明ください。

(答)

- 以下の表のとおり県内就業年数に応じて違約金(単位:千円)を設定します。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
7,488	6,552	5,616	4,680	3,744	2,808	1,872	936	0

(問4-①) 県内病院に一定期間勤務しなかった場合に違約金を請求する契約は違法でないのか、理由とともにお答えください。労働基準法16条には、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と定められています。

(答)

- 今回の違約金の設定につきましては、医師修学資金の貸与契約とは別に、「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム」に基づき、地域枠医師として県内の医療機関における就業について、県と医師との間で新たに契約を締結し、違反した際には違約金を課すものです。

- その契約においては、本県は地域枠医師に対して使用者という立場になく、労働契約にあたらぬものと考えます。

(問4-②) 違約金の金額は利息制限法から見ても問題ないものでしょうか。理由とともにお答えください。

(答)

- 「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム」に基づく契約は、利息制限法において制限対象としている「金銭を目的とする消費貸借」ではないことから、同法の適用対象ではないものと考えます。

(問5) 第35回 医師需給分科会(令和2年8月31日)の資料によれば、「都道府県は地域枠入学の契約時に、離脱を認める事由を明示することが望ましい。」とあります。介護、体調不良、結婚などの事情により、初期・専門研修中に指定病院での勤務が困難になった医師や、結果的に15年中6年間の猶予期間が不十分となった医師に対して、修学資金を全額返還してもなお違約金は適用されますか。

(答)

- 医師修学資金貸与制度において、これまでも病気や出産、育児は勤務先の制度による休職などにより義務の中断を認めているところですが、結婚や介護などの事情による離脱は認めておりません。

(問6)「来年度以降に地域枠で入学した学生が医師の国家試験に合格した後、『15年間のうち9年間は県が指定する病院で勤務(うち4年間は医師不足地域)する』との契約を締結する。」と報道されています。違約金が設定された新制度に基づき契約するのは、来春入学する令和3年度の入学者からということでしょうか。その場合、受験生に対して入試の出願(12/14～12/22)より前に十分な説明を行うことは可能だと考えますか。

(答)

- 令和3年度の入学者から適用し、国家試験合格後に契約を締結します。

- 新しい制度については、本年10月より、県内の主要な高校に出向くとともに、普通科を有する全高校に対し資料を送付するなど丁寧に説明を行っております。

(問7) 前項の報道に関して、契約を締結するのは医師
国家試験に合格した後だと書かれています。一方で、
令和3年度の山梨大学医学部募集要項には出願の要
件の1つとして「山梨県医師修学資金貸与制度第二種
の利用を確約できる方」と書かれています。つまり、
違約金の契約は事実上出願時に締結されていると考
えられるのではないのでしょうか。国家試験合格後に契
約を拒否することは想定されていますか。

(答)

- 受験生に向けては、出願前に説明するとともに、
入試の面接で改めて意思確認することとしており
ますので、契約を拒否することは想定しておりませ
ん。

(問8) 山梨大学では、地域枠の出願時に「誓約書」を提出させており、その中に「義務に違反した場合、出身高校に不利益が生じることを理解しています。」という条項があります。どのような不利益が生じうるか、それは法的に問題のない措置なのか県は把握していますか。そのような不利益を被らせる措置は、入試差別には当たらないという認識でしょうか。

(答)

- 入試制度については、山梨大学の専権事項であり、県からの回答は差し控えさせていただきます。

(問9) 今回の新制度は山梨県の医務課が単独で決めたものですか。あるいは、大学や県内の病院、厚生労働省などとの協議を経て決めたものですか。意思決定プロセスを時系列に沿って具体的に教えてください。また、違約金を定めるにあたり、「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例」を改正する必要はないのか、県としての認識をお示してください。

(答)

- 県からの発議により、山梨大学等と協議のうえ導入することといたしました。

- また、導入する新たな契約の制度はあくまで「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム」に基づくものであり、医師修学資金貸与制度とは別の契約であるため、条例改正の必要はなく、また新たに条例を制定する必要もありません。